

仕様書

1 業務名

檜原浄水場産業廃棄物（汚泥）収集運搬業務

2 実施場所

下関市豊田町大字檜原7 檜原浄水場（別図1及び別図2のとおり）

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

4 実施内容

本業務は、水道施設である檜原浄水場から発生した浄水汚泥を収集し指定した搬入先に搬出するものである。

5 対象廃棄物

（1）浄水汚泥（無機性汚泥）

（2）含水比は85%程度とする。

（3）荷姿は、バラである。

（4）搬出予定数量及び搬出日数は以下のとおりである。

・搬出予定数量 72 m³

・搬出日数は4日程度

搬出対象施設	搬出日数	搬出予定月	搬出数量/ 1日当たり	搬出予定数量/ 年
1号 天日乾燥床	1日	12月	18 m ³	18 m ³
2号 天日乾燥床	1日	9月	18 m ³	18 m ³
3号 天日乾燥床	2日	6月、 令和9年3月	18 m ³	36 m ³
計	4日			72 m ³

（5）直近搬出実績数量及び搬出日数は以下のとおりである

令和7年度：搬出数量74.5 m³/年 搬出日数4日/年

令和6年度：搬出数量81.0 m³/年 搬出日数4日/年

6 収集汚泥搬入先

下関市大字員光字郷ヶ迫 6 9 2 - 1

野村興業株式会社（契約済）

7 契約方法

1 m³当たりの単価契約とする。

8 提出書類

- (1) 産業廃棄物収集運搬業許可証（写）（契約前）
- (2) 成果報告書（収集運搬を実施した月末ごと）
- (3) 産業廃棄物管理票
- (4) 業務写真（実施前、実施中、実施後）

9 実施に当たっての注意事項

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守し誠実に行動すること。
- (2) 産業廃棄物の運搬及び処分施設への搬入は、運搬許可車両とする。
汚泥の乾燥状態は時期や天候により不確定であるので、含水比 85%以上となった場合でも対応可能な運搬車両を使用すること。
- (3) 汚泥運搬中は道路交通法を遵守し、安全運転に努めると共に、過積載を行わないように注意する。
- (4) 搬出量は浄水処理工程等の処理運用により変動する。
- (5) 収集汚泥搬入先と連絡をとり、受入れ調整を行った上で業務を実施すること。
- (6) 天日乾燥床内の汚泥搬出完了後は、敷砂の整地を行うこと。
- (7) 本業務に必要な電力、水道水の使用は委託者が無償供与とする。その他、業務に必要な機材は受託者が手配すること。
- (8) 業務の実施日時は、原則として閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし各施設を 1 日で完了すること。

10 その他

- (1) 書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上、解決するものとする。

以上